



知床遊覧船事故を受けた旅客船の総合的な安全・安心対策

特集1

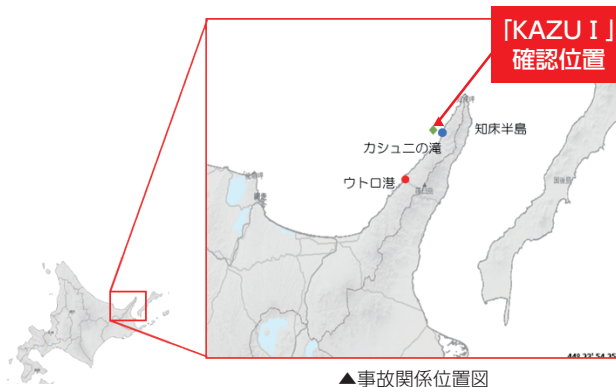
遊覧船事故の発生

2022年4月23日、北海道知床において、小型旅客船が沈没し、乗員・乗客全員が死者・行方不明者となる、近年類をみない重大事故が発生しました。

同日午後1時13分ころ、北海道知床半島沖合で、遊覧船「KAZU I」（ウトロ港～知床岬の往復予定）について、「船首部分より浸水し、沈みかかっている」旨、海上保安庁第一管区海上保安本部に連絡があり、4月29日午前11時7分頃、カシュニの滝約1 km沖合の海底で「KAZU I」を確認、その後、船体が引き上げられました。



KAZU I (事業者ウェブサイトより)



▲事故関係位置図

知床遊覧船事故対策検討委員会

国土交通省では、二度とこのような事故を起こさないよう、小型船舶を使用する旅客輸送における安全対策を総合的に検討するため、「知床遊覧船事故対策検討委員会」（以下、検討委員会という。）を設置しました。

検討委員会では、国による規制や監督のあり方なども含め、ハード・ソフトの両面から議論が重ねられ、12月には、事業者の安全管理体制の強化、船員の資質向上、船舶の安全基準や監査・処分の強化などを含む「旅客船の総合的な安全・安心対策」が取りまとめられました。

委員構成 (五十音順 敬称略) 【令和4年12月時点】

安部 誠治	関西大学社会安全学部・社会安全研究科 教授
梅田 直哉	大阪大学大学院工学研究科 教授
河野真理子	早稲田大学法学学術院 教授 (委員長代理)
河野 康子	(一財) 日本消費者協会 理事
小松原明哲	早稲田大学理工学術院 教授
庄司 るり	東京海洋大学学術研究院海事システム工学部門 教授
高橋 晃	道東観光開発 代表取締役社長
田中 義照	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所企画部 研究特命主管
中山龍太郎	弁護士
野川 忍	明治大学専門職大学院法務研究科 教授
眞嶋 洋	(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会 前理事長
南 健悟	日本大学法学部 教授
山内 弘隆	一橋大学 名誉教授 (委員長)
渡邊 勝吉	(一社) 日本旅客船協会 理事

スケジュール

4月28日	検討委員会の設置
5月11日	第1回検討委員会
5月20日	第2回検討委員会
5月27日	第3回検討委員会
6月10日	第4回検討委員会
6月24日	第5回検討委員会
7月14日	第6回検討委員会
9月28日	第7回検討委員会
10月21日	第8回検討委員会
11月8日	第9回検討委員会
12月22日	第10回検討委員会

▶過去の検討委員会の開催状況、会議資料等については、[海事局ホームページ](#)に掲載しております。詳細はこちらをご覧ください。



知床遊覧船事故対策検討委員会 「旅客船の総合的な安全・安心対策」(令和4年12月22日)(概要)

特集1

知床遊覧船事故を受けた旅客船の総合的な安全・安心対策

① 事業者の安全管理体制の強化

- 安全統括管理者・運航管理者への試験制度の創設
- 事業許可更新制度の創設
- 届出事業者の登録制への移行
- 運航の可否判断の客観性確保
- 避難港の活用の徹底
- 地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上 等

② 船員の資質の向上

- 船長要件の強化
(事業用操縦免許の厳格化(修了試験の創設等)、初任教育訓練、乗船履歴)
- 発航前検査の確実な実施(ハッチカバーの閉鎖の確認を含む) 等

③ 船舶の安全基準の強化

- 業務用無線設備等の導入促進
- 改良型救命いかだ等の積付けの義務化・早期搭載促進
- 法定無線設備から携帯電話を除外
- 船首部の水密性の確保
(既存船の緊急点検、隔壁の水密化等の検討) 等

• 今後、事故調査等を通じて、事故原因に関して、新たに主要な要因が明らかになった場合などには、さらなる対策を検討

④ 監査・処分の強化

- 海事監査部門の改革
(安全確保に向けた徹底した意識改革、通報窓口の設置、抜き打ち・リモートによる監視の強化、裏取り・フォローアップの徹底、自動車監査等のノウハウ吸収、監査体制の強化等)
- 行政処分制度の抜本的見直し
(船舶使用停止処分の導入等)
- 罰則の強化(拘禁刑、法人重科等)
- 許可の欠格期間の延長(2年→5年) 等

⑤ 船舶検査の実効性の向上

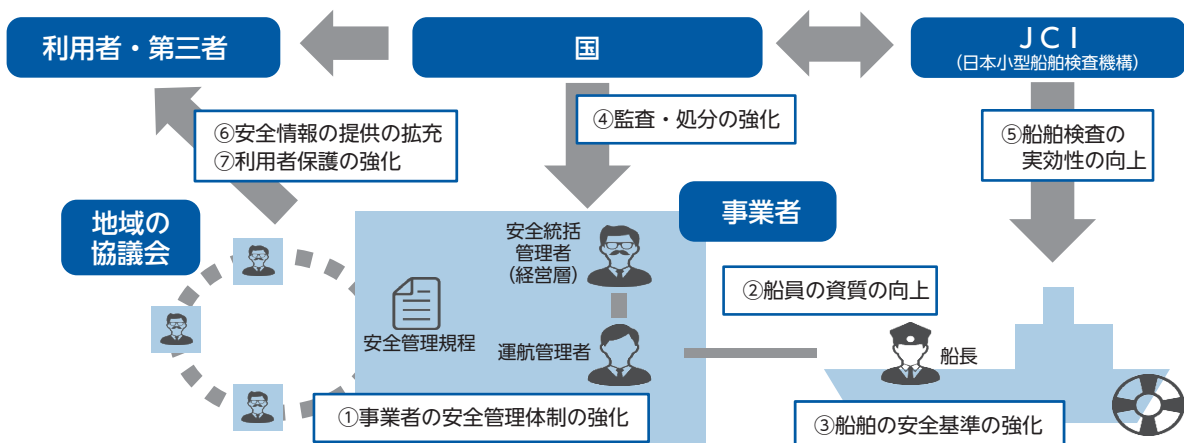
- 国によるJCI(日本小型船舶検査機構)の検査方法の総点検・是正と監督の強化(ハッチカバー等を含む) 等

⑥ 安全情報の提供の拡充

- 安全法令違反の行政指導を公表対象に追加
- 行政処分等の公表期間の延長(2年→5年)
- 安全性の評価・認定制度(マーク等)の創設 等

⑦ 利用者保護の強化

- 旅客傷害賠償責任保険の限度額引上げ
- 旅客名簿の備置き義務の見直し 等



これまでの取組

「旅客船の総合的な安全・安心対策」を受け、実施可能なものから速やかに実行に移しており、監査や船舶検査の強化等を進めています。

また、事業者の安全管理体制の強化や、船員の資質の向上等を盛り込んだ「海上運送法等の一部を改正する法律案」を国会に提出、令和5年4月28日に成立、5月12日に公布されました。同法の施行に向けて政省令等の整備を進めています。

ほかにも事故に関する運輸安全委員会からの意見を踏まえ、安全対策の充実に向けて対応しています。

特集1

知床遊覧船事故を受けた旅客船の総合的な安全・安心対策

1 事業者の安全管理体制の強化

主な課題

- ✓ 安全統括管理者（経営層）・運航管理者の資質のチェックの厳格化等により、不適格者を参入させないことが必要
- ✓ 事業参入後の定期的なチェックにより、不適格な事業者を排除することが必要
- ✓ 危険な気象・海象下で絶対に発航しないなど、安全管理規程の遵守を徹底させることが必要

対策

【管理者への試験制度の創設】

- 安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度を創設。
令和6年度実施予定

【事業許可更新制度の創設】

- 安全を確保するための人材の確保及び資質の向上に関する計画の提出を義務化し、事業に係る許可の更新制を導入。
令和6年度実施予定

【届出事業者の登録制への移行】

- 不適格な者の参入防止のため、事業参入が事前届出となっている人の運送をする船舶運航事業者に登録制を導入。
令和7年度実施予定

【運航の可否判断の客観性確保】

- 気象・海象情報の取得や漁業者等の動向の把握を含め、事業者による運航可否判断の時点・手順を具体化し、客観性を確保。
令和6年度実施予定

【避難港の活用の徹底】

- 自船の航行区域において設定している避難港の再確認を指導。必要に応じ、立入検査等を通じ指導。
令和4年12月より実施

【地域の関係者による協議会を活用した安全レベル向上】

- 旅客船事業者や地域の関係者が連携して安全意識を高め、地域全体の安全レベルの向上を図ることを目的に、事業者や関係者による地域旅客船安全協議会（仮称）の設置を推進。
令和5年度実施予定

安全統括管理者・運航管理者の選任要件の拡充

現行

①一定の実務経験or ②同等の能力を有していること

追加

試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格

追加 資格者証を交付

登録制への移行

	届出制	登録制
欠格期間	無	有
事業停止	対象外	対象
事業取消	対象外	対象

2 船員の資質の向上

主な課題

- ✓ 運航の可否判断や緊急事態対応を担う船長等の船員の資質を向上させることが必要

対策

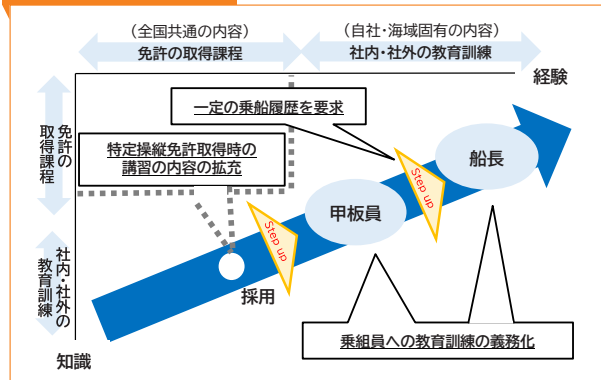
【船長要件の強化】

- 特定操縦免許取得課程を厳格化。
- 乗船履歴に応じ、船長として乗船可能な航行区域を限定。
- 船長等の乗組員に対し、海域の特性等に関する初任教育訓練を義務化。
- 船長となる者が一定の要件に適合することを安全統括管理者が確認。
令和6年度以降実施予定

【発航前検査の確実な実施】

- 限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船を運航する全国の事業者に対し、ハッチカバー等の閉鎖装置の作動状況・避難港の活用状況等について自主点検を実施するよう指導。
令和4年12月より実施

船員の資質の向上



3 船舶の安全基準の強化

主な課題

- ✓ 緊急時に確実に通信可能な無線設備が必要
- ✓ 厳しい海象下でも有効な救命設備が必要
- ✓ 無線設備などの船舶検査の実効性を高めることが必要
- ✓ 安全性をさらに高める観点から、小型旅客船の隔壁の水密化等について検討が必要

対策

【業務用無線設備等の導入促進】

- 業務用無線設備・非常用位置等発信装置の導入を支援。
令和4年度補正予算にて補助金制度創設

【改良型救命いかだ等の積付け義務化・早期積載促進】

- 一定の水温を下回る海域について、改良型救命いかだ・救命浮器の積付けを原則義務化するとともに、早期搭載を支援。
令和4年度補正予算にて補助金制度創設
義務化について令和6年度以降実施予定

【法定無線設備からの携帯電話の除外】

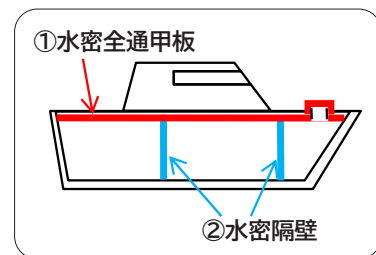
令和4年11月より実施

【船首部の水密性の確保】

- 「水密全通甲板の設置」及び「いずれの1区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を設置」を原則義務付け。
令和7年度実施予定



荒天下の乗り移り時の落水を防止するスライダー付き救命いかだ（大型船用）の例
出典：Survitec



4 監査・処分の強化

主な課題

- ✓ 監査や処分の強化が必要
- ✓ 不適切な事業者の撤退を促すことが必要

対策

【海事監査部門の改革】

- 監査体制強化のため、令和5年度に、地方運輸局等の運航労務監理官を増員
- 監査の実効性を向上させるため、新たに「旅客船の安全に関する通報窓口」を設置
- 抜き打ち・リモートによる監査を積極的に実施し、事業者に対する監視を強化
- 他モードの監査部門との人事交流・研修への参加等を通じ、運航労務監理官の能力を向上
令和4年7月より実施

【行政処分制度の抜本的見直し】

- 法令違反の項目毎に付される違反点数に応じて行政処分等を行う違反点数制度を創設
令和5年度実施予定
- 船舶等使用停止命令制度を創設
令和6年度実施予定

【罰則の強化】

- 安全確保命令違反に対する懲役刑・法人重科を導入
令和5年6月より実施

【許可の欠格期間の延長】

- 事業許可の取消処分後の許可の欠格期間（現行2年）を5年に延長
- 密接関係者が許可・登録の取消処分を受けた者の参入を制限
- 処分逃れの廃業を行った者の参入を制限
令和5年6月より実施

5 船舶検査の実効性の向上

主な課題

- ✓ JCI（日本小型船舶検査機構）における船舶検査の実効性を高めることが重要

対策

【国によるJCIの船舶検査方法の総点検・是正、国によるJCIの監督強化】

- JCIの検査方法のうち、合理的な理由なく国と異なる方法で行われているものを総点検で洗い出し、全て変更又は廃止。緊急に見直しが必要な、平水区域以外を航行区域とする小型旅客船について強化した上で、JCIの検査方法を認可。
令和5年1月より新たな検査方法での検査を実施

【船舶検査での国提供情報の活用】

- 国からJCIに対し、行政処分情報等を提供することとし、JCIは当該情報を利用し、注意を要する事業者に対する船舶検査をとりわけ慎重かつ入念に実施。
令和4年8月より実施

6 安全情報の提供の拡充

主な課題

- ✓ 事業者の安全性を利用者が判別・選択できる仕組みが必要
- ✓ 利用者の安心のため、国や事業者による積極的な安全情報の公表が必要

対策

【安全法令違反の行政指導を公表対象に追加】

- 行政処分に加え、安全関連法令違反に対する行政指導についても、国による公表対象に追加。
令和4年8月より実施

【行政処分等の公表期間の延長（2年→5年）】

令和4年8月より実施

【安全性の評価・認定制度の創設】

- 利用者が事業者の安全性向上の取組を簡便に確認できるようにし、安全性の向上のための事業者の取組を促進するため、評価・認定制度（マーク等）を創設。
令和5年度に検討会を開催、令和6年度制度創設予定

7 利用者保護の強化

主な課題

- ✓ 船客傷害賠償責任保険の限度額見直しが必要
- ✓ 旅客名簿についての運用について見直しが必要

対策

【船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ】

- 船客傷害賠償責任保険について、賠償限度額の引上げを行うとともに、締結している保険に関する内容の公表を義務化。
令和6年度実施予定

【旅客名簿の備置き義務の見直し】

- 旅客名簿を備え置く場所を陸上に変更するとともに、備置き義務主体を船長から事業者に変更。また、一定の船舶に備置き義務付けを拡大。
令和6年度実施予定